

裁 決 書

審査請求人

処 分 庁

審査請求人が平成28年9月28日付けで提起した処分庁の生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第63条の規定による費用返還の額の決定処分についての審査請求（以下「本件審査請求」という。）につき、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求に係る処分を取り消す。

事 案 の 概 要

- 1 処分庁は、平成15年3月13日、審査請求人の世帯に対し法による保護を開始したところ、平成28年2月17日、審査請求人が受給する老齢基礎年金の額の変更に関し、審査請求人から収入申告書及び通帳の写しの提出を受け、当該通帳の写しを改めて確認したところ、自動販売機収入が審査請求人の口座に入金されていることを確認した。
- 2 処分庁は、平成28年3月5日、自動販売機を設置している事業者に対し、法第29条の規定に基づき、平成23年6月から平成28年4月までの自動販売機収入の金額、支払い先等について照会したところ、同月1日、当該事業者から回答があり、平成23年6月から平成28年4月まで審査請求人の口座に自動販売機収入が振り込まれていたことを確認した。
- 3 処分庁は、当該自動販売機収入を審査請求人の資力と認め、法第63条の規定による費用返還の額を53,444円と決定する処分（以下「本件処分」という。）を行い、平成28年8月5日、審査請求人に通知した。

4 審査請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、本件審査請求を行った。

審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

審査請求人の主張は、本件処分は次の理由により不当であるから、「本件処分を取り消す。」との裁決を求めるというものである。

- (1) 今まで担当者が何人も変わったが、自動販売機収入について届け出なければならぬということを教えてくれなかった。このことで審査請求人は不愉快な思いをしている。今までの担当者が審査請求人に対しどのような責任を取ってくれるのかを知りたい。
- (2) 審査請求人は生活保護生活なので、返還金を支払っての生活が今のところ「ゆるくない」ためにできない。

2 処分庁の主張

処分庁の主張は、審査請求人の自動販売機収入は法第4条に規定する「利用しうる資産」に該当するものであると認められたことから、必要経費を控除した上で費用返還額を決定したものであり、本件処分には違法又は不当な点は存在しないというものである。

理由

1 生活保護費の費用返還義務及び費用等の徴収について

(1) 法第63条の規定による費用返還義務

法第63条は、費用返還義務について、「被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。」と規定している。

法第63条の適用について、生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて（平成24年7月23日社援保発第0723第1号厚生労働省社会・援護局保護

課長通知。以下「課長通知」という。) の 2 では、「法第 63 条は、本来、資力はあるが、これが直ちに最低生活のために活用できない事情にある要保護者に対して保護を行い、資力が換金されるなど最低生活に充当できるようになった段階で既に支給した保護金品との調整を図るために、当該被保護者に返還を求めるものであり、被保護者の作為又は不作為により保護の実施機関が錯誤に陥ったため扶助費の不当な支給が行われた場合に適用される条項ではない。」とされている。

また、法第 63 条に基づく費用返還の返還対象額について、課長通知の 1 の (1) では、「原則、全額を返還対象とすること。ただし、全額を返還対象とすることによって当該被保護世帯の自立が著しく阻害されると認められる場合は、次に定める範囲の額を返還額から控除して差し支えない。」とされており、「次に定める範囲」として①から⑥までが挙げられているが、これらのうち④については、次のとおり規定されている。

④ 当該世帯の自立更生のためのやむを得ない用途に充てられたものであって、地域住民との均衡を考慮し、社会通念上容認される程度として保護の実施機関が認めた額。

ただし、以下の使途は自立更生の範囲には含まれない。

(ア) いわゆる浪費した額(当該収入を得たことを保護の実施機関に届け出ないまま費消した場合を含む。)

(イ) 贈与等により当該世帯以外のために充てられた額

(ウ) 保有が容認されない物品等の購入のために充てられた額

(エ) 保護開始前の債務に対する弁済のために充てられた額

(2) 法第 78 条第 1 項の規定による費用等の徴収

法第 78 条第 1 項は、費用等の徴収について、「不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者があるときは、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の額の全部又は一部を、その者から徴収するほか、その徴収する額に百分の四十を乗じて得た額以下の金額を徴収することができる。」と規定し、同条第 4 項では、「前 3 項の規定による徴収金は、この法律に別段の定めがある場合を除き、国税徴収の例により徴収することができる。」と規定している。

法第 78 条に基づく費用徴収決定の考え方について、課長通知の 2 では、「法第 78 条の条項を適用する際の基準は次に掲げるものとし、当該基準に該当すると判断される場合は、法第 78 条に基づく費用徴収決定をすみやかに行うこと。」とされており、この「法第 78 条の条項を適用する際の基準」として次の①から④までが挙げられている。

- ① 保護の実施機関が被保護者に対し、届出又は申告について口頭又は文書による指示をしたにもかかわらず被保護者がこれに応じなかったとき
- ② 届出又は申告に当たり明らかに作為を加えたとき
- ③ 届出又は申告に当たり特段の作為を加えない場合でも、保護の実施機関又はその職員が届出又は申告の内容等の不審について説明等を求めたにもかかわらずこれに応じず、又は虚偽の説明を行ったようなとき
- ④ 課税調査等により、当該被保護者が提出した収入申告書が虚偽であることが判明したとき

2 本件処分における適用条項及び費用返還の額の決定について

(1) 適用条項

ア 本件処分において処分庁が法第63条を適用した根拠について、処分庁の説明では、審査請求人から自動販売機収入の申告がなかったことについて、課長通知の「法第78条の条項を適用する際の基準」の①から④までに該当しないと判断し、法第78条が適用されないことから、法第63条を適用したとのことであった。また、処分庁は、この判断に当たり、平成18年12月6日、審査請求人が自動販売機収入について長男の名義であると申告して以降、調査を行っていないことを考慮したことであった。

イ 「生活保護手帳別冊問答集2016」の問13-1によると、本来、法第63条は、「実施機関が、受給者に資力があることを認識しながら扶助費を支給した場合の事後調整についての規定と解すべきものである。しかしながら、受給者に不正受給の意図があったことの立証が困難な場合等については返還額についての裁量が可能であることもあって法第63条が適用されている」とされている。

ウ 審査請求人の世帯に係る保護受給当初からのケース記録表等を調査したところ、処分庁は、審査請求人から自動販売機収入は長男の収入になっていると聴取した平成18年12月6日から審査請求人に自動販売機収入の口座への入金について確認した平成28年3月18日までの間に、審査請求人からの聴取内容に関する事実関係の確認や自動販売機収入についての調査を行っておらず、審査請求人に対し自動販売機収入について届出又は申告を指示する等の対応を取っていないことが確認された。

また、平成28年3月18日、審査請求人は処分庁に対し、審査請求人の配偶者が死亡した頃の担当者に自動販売機収入について申告し、自動販売機を設置し

ている事業者からの収入明細書と審査請求人宅の電気使用量通知1年分を見せたところ、「計算したら年間で見ると相殺され、収入にならないので申告しなくても良いと言われ、それ以来申告していなかった」と説明していることが確認された。

その他の資料からは、審査請求人が自動販売機収入について届出又は申告が必要であると認識しながら、不正受給の意図をもってこれらを行わなかつたと判断することは困難である。

エ 以上のことから、処分庁が審査請求人から自動販売機収入の申告がなかつたことについて「法第78条の条項を適用する際の基準」の①から④までに該当しないと判断し法第63条を適用したことは妥当であったと認められる。

(2) 費用返還の額の決定

処分庁は、自動販売機収入を財産収入と認定した上で、自動販売機収入が審査請求人の口座に2か月に1回入金されることを考慮し、審査請求人の口座への入金額を2で除し、当該額から自動販売機の年間の電気使用料50,600円を12で除した額である4,216円を差し引いた額を審査請求人の自動販売機収入の月額として認定し、これを5年間分計算した額である53,444円を費用返還の額として決定している。

この決定に当たり、処分庁は、電気使用料が自動販売機の売上を上回る月の収入を0円と認定し、赤字額を返還額から減額していない。その結果、自動販売機収入に係る年間の収支差額より返還額が大きくなっている。

また、審査請求人は、審査請求人の配偶者が死亡した頃の担当者に自動販売機収入について話をした際に、自動販売機収入と電気使用料が年間では相殺され収入にならないので申告しなくてもよいと当該担当者から説明され、その後の担当者からも自宅の前にある自動販売機について何も聞かれなかつた旨主張している。

そこで、上記のような経緯を踏まえ、本件処分における費用返還の額の決定が妥当であったか検討する。

ア 収入の認定

(ア) 自動販売機収入を財産収入と認定したことについて

a 生活保護法による保護の実施要領について（昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）の第8の3の(1)ウにおいて、就労に伴う収入の一つとして農業以外の事業（自営）収入について規定されており、同ウ（ア）では、「農業以外の事業（いわゆる固定的な

内職を含む。)により収入を得ている者については、その事業の種類に応じて、実際の収入額を認定し、又はその地域の同業者の収入の状況、その世帯の日常生活の状況等から客観的根拠に基づいた妥当性のある認定を行うこと。」とされている。

また、同ウ(イ)では、「農業以外の事業収入を得るための必要経費は、(4)によるほか、その事業に必要な経費としての店舗の家賃、地代、機械器具の修理費、店舗の修理費、原材料費、仕入代、交通費、運搬費等の諸経費についてその実際必要額を認定すること。」とされている。

なお、次官通知の第8の3の(4)では、「(1)のアからウまでに掲げる収入を得ている者については、勤労に伴う必要経費として別表「基礎控除額表」の額を認定すること。」とされており、生活保護法による保護の実施要領について(昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。)の第8の3の(1)では、基礎控除は、当該月の就労に伴う収入金額に対応する次官通知別表の基礎控除額表の収入金額別区分に基づき認定することとされ、また、基礎控除の収入金額区分は、「事業必要経費を控除した後の収入額によること。」とされている。

さらに、局長通知の第8の1の(3)アにおいて、「農業以外の事業収入については、前3か月分及び当該月の見込みにつき、本人から申告させる」こととされ、また、同(3)ウにおいて、「養殖漁業等で年間の一時期のみの収穫で収入を得ている場合は、収入があった時から将来に向かい、原則として12分の1ずつの額を認定すること。」とされている。

b 一方、次官通知の第8の3の(2)ウにおいて、就労に伴う収入以外の収入の一つとして財産収入について規定されており、同ウ(ア)では、「田畠、家屋、機械器具等を他に利用させて得られる地代、小作料、家賃、間代、使用料等の収入については、その実際の収入額を認定すること。」とされており、同ウ(イ)では、「家屋の補修費、地代、機械器具等の「修理費、その他(ア)の収入をあげるために必要とする経費については、最小限度の額を認定すること。」とされている。

c さらに、局長通知の第8の1の(5)において、「(1)から(4)までに該当する収入以外の収入はその全額を当該月の収入として認定すること。ただし、これによることが適当でない場合は、当該月から引き続く6か月以内の期間にわたって分割認定するものとすること。」とされている。

d 処分庁は、自動販売機収入を財産収入と認定しているが、自動販売機収入

は毎月一定ではなく、電気使用料が売上を上回る月の赤字額を自動販売機の設置契約者である審査請求人が負担しているという点で地代等と異なるものと考えられる。審査請求人が電気使用料を支払い自動販売機収入を得ているという点に着目すれば、自動販売機収入を農業以外の事業収入と認定する余地もあると思われ、処分庁の収入の認定が妥当であったか疑義が残る。

- e よって、次官通知に規定された財産収入及び農業以外の事業収入の認定方法について確認した上で、自動販売機を設置している事業者から審査請求人に支払われる売上の計算方法や、審査請求人が自動販売機収入のために何らかの就労を行っているか等について調査し、自動販売機収入について財産収入又は農業以外の事業収入のどちらと認定すべきか再度検討することが適当である。

(イ) 収入の算定方法について

- a 処分庁と同様に、自動販売機収入を財産収入と解した場合、必要経費の認定方法について、自動販売機の電気使用料は季節や稼働状況によって変動するにもかかわらず、処分庁が年間の電気使用料を12で除して算定していることの妥当性について疑義が残る。そこで、例えば自動販売機の売上に比例して年間の電気使用料を按分するなど、季節や稼働状況に応じた算定ができるないか検討することが適当である。
- b 一方、自動販売機収入を農業以外の事業収入と解した場合、概ね春夏は黒字であるが秋冬は赤字であるという当該収入の特性を考慮し、上記(ア)aの局長通知の「養殖漁業等で年間の一時期のみの収穫で収入を得ている場合」の収入の認定方法を踏まえ、年間の収入を月数で分割する方法で算定することができないか検討することが適当である。

なお、自動販売機収入を農業以外の事業収入と解した場合、電気使用料を控除した後の収入額により基礎控除額の認定を行うこととなり、結果として審査請求人の自動販売機収入の認定額は0円となるものと考えられる。

イ 自立更生費の検討

自動販売機収入を農業以外の事業収入と解した場合、審査請求人の自動販売機収入の認定額は0円となるものと考えられることから、課長通知の1の(1)の④の「当該世帯の自立更生のためのやむを得ない用途に充てられたもの」(以下「自立更生費」という。)について判断する余地はないこととなるが、自動販売機収入

を財産収入と解した場合、自立更生費について判断する余地があることから、処分庁がこの判断を適切に行つたか検討する。

(ア) 自立更生費に係る申告や申請について

- a 本件処分において処分庁が自立更生費に該当しないと判断した理由は、審査請求人から自立更生費についての申告や申請がなかつたためとのことであった。

この点、参考となる規定として、課長通知の1の(2)では、「年金を遡及して受給した場合の返還金から自立更生費等を控除することについては、定期的に支給される年金の受給額の全額が収入認定されることとの公平性を考慮すると、上記(1)と同様の考え方で自立更生費等を控除するのではなく、厳格に対応することが求められる。」とされ、同(2)(ア)の③で、「真にやむを得ない理由により控除を認める場合があるが、事前に保護の実施機関に相談することが必要であり、事後の相談は、傷病や疾病などの健康上の理由や災害など本人の責めによらないやむを得ない事由がない限り認められないこと」とされている。

- b 一方、法第63条に基づく複数の費用返還決定処分を受けた受給者が各処分の取消しを求め、これらが認められた平成26年2月28日の福岡地方裁判所の判決では、処分行政庁が、原告から自立更生費について何らの要望もなかつたとして、各決定の返還額決定に際し自立更生費の有無について検討をしていないことについて、次のように判断している。

(a) 「法第63条の趣旨に鑑みれば、被保護者の自立更生費の有無は、返還額を決定する上で重要な判断要素であるとはいえ、処分行政庁が本件各決定に際し、自立更生費の有無という観点を考慮することなく決定額を定めたことは、判断要素の選択に合理性が欠けていたものといわざるを得ない。」

(b) 「本件各決定時、エアコンの購入費用が自立更生費として認められる余地が十分あつたのであるから、本件各決定に際し、判断要素の選択に合理性を欠いていなければ、本件各決定の返還額が異なつた可能性は十分にあり、本件各決定は社会通念に照らし著しく妥当性を欠くものであったと認められ」、「裁量権の逸脱又は濫用があつたものとして違法であり、取り消すべきであるというべきである。」

- c 仮に審査請求人が当初から定期的に自動販売機収入を処分庁に申告していたならば、必要経費を除き全額が収入認定されていたと思われることを踏ま

えれば、上記の課長通知に規定された遡及して受給した年金収入に係る自立更生費の取扱いとの均衡を考慮し、自動販売機収入からの自立更生費の控除については厳格に判断すべきものであるとも考えられる。

しかし、上記の福岡地方裁判所の判決を踏まえると、自立更生費について審査請求人から申告や申請がなかったという理由により自立更生費の控除を認めないとすることは適当ではないものと解される。

自動販売機収入について収入申告が必要であるという認識がなかった審査請求人は、自立更生費について事前に処分庁に相談する機会がなかったものである。このような事情を踏まえ、審査請求人に自立更生費について説明した上で、その有無を確認し、自立更生費の控除について改めて判断することができないか検討することが適当である。

(イ) 自立更生費の控除を判断する際の収入について

- a 処分庁は、審査請求人が自動販売機収入により得ることができる額は、黒字である期間だとしても月額1,000円弱ほどであり、生活費として消費され、自立更生費に充てられたものではないと判断したと説明している。
- b 次官通知第8の2では、「収入の認定は、月額によること」とされているが、自立更生費の控除についてはこのような規定がないことから、自立更生費の控除の判断に当たり、収入の認定に合わせて月額から控除することせず、より長期間の収入から控除することができないか検討することが適当である。

(3) したがって、本件処分については、費用返還額の決定及び収入額から控除される自立更生費の認定に不備があったと認められる。

3 上記以外の違法性又は不当性についての検討

他に本件処分に違法又は不当な点は認められない。

4 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由があることから、行政不服審査法第46条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

平成30年 6月22日

審査庁 青森県知事 三 村 申 吾